令和9年度版

東郷町保育所等利用案内（保育所・認定こども園・小規模保育所）

保育所等の利用の申込みをされる前に必ずお読みいただき、入所後も大切に保管してください。

1　利用可能施設

（公…公立園、私…私立園／短…短時間、標準…標準時間）

区分		施設名	所在地/電話番号	定員（人）	対象年齢（4/1 時点）	平日保育時間	延長	土曜保育時間	延長
保育所	公	中部保育園	春木字上ノ畑 986 TEL (0561)39-1921	130	6 か月 ～5 歳	短　8:00～16:00 標準 7:30～18:00	19:00	短　8:00～14:00 標準 7:30～14:00	
	公	音貝保育園※4	春木字音貝 77-2 TEL (052)801-8133	200	1～5 歳	短　8:00～16:00 標準 7:30～18:00	19:00	中部保育園で実施	
	公	たかね保育園	白鳥四丁目 1-3 TEL (0561)38-2560	180	1～5 歳	短　8:00～16:00 標準 7:30～18:00	19:00	中部保育園で実施	
	私	若葉保育園	春木字屋敷 3423-3 TEL (0561)39-0109	90	1～5 歳	短　8:00～16:00 標準 7:15～18:15		短　8:00～12:00 標準 7:30～13:00	
	私	留愛東郷保育園	北山台三丁目 3-9 TEL (0561)39-2272	45	6 か月 ～2 歳	短　8:00～16:00 標準 7:30～18:30		短・標準 8:00～14:00	
	私	あずま♪ららら 保育園愛知東郷	東郷中央土地区画 整理事業 62 街区 1・3 ※ららぽーと愛知東郷内 TEL (0561)39-1158	28	6 か月 ～2 歳	短　8:00～16:00 標準 7:30～18:30	19:30	短　8:00～16:00 標準 7:30～18:30	19:30
認定こども園	私	東郷あやめこども園	諸輪字稲場 161 TEL (0561)76-6881	220 ※2	2 か月 ～5 歳	短　8:00～16:00 標準 7:15～18:15	19:15	短　8:00～16:00 標準 7:15～18:15	19:15
	私	太陽わごうこども園	和合字東蚊谷 129-1 TEL (0561)56-3690	150 ※2	2 か月 ～5 歳	短　8:00～16:00 標準 7:15～18:15	19:15	短　8:00～16:00 標準 7:15～18:15	
	私	東郷せいぶこども園	兵庫一丁目 3-2 TEL (0561)38-9880	172 ※2	6 か月 ～5 歳	短　8:00～16:00 標準 7:15～18:15	19:15	短　8:00～16:00 標準 7:15～18:15	19:15
	私	（仮称）ひのさき こどもえん※1	春木字新池３３番地（仮） TEL (0532)26-5531 （法人本部）	154 ※2	10 か月 ～5 歳	短　8:00～16:00 標準 7:15～18:15	19:15	短　8:00～16:00 標準 7:15～18:15	19:15
小規模保育所	私	しらとり保育園	御岳二丁目 1-2 TEL (0561)38-3712	12	6 か月 ～2 歳	短　8:00～16:00 標準 7:30～18:00		短・標準 8:00～12:00	
	私	にじいろ保育園	清水一丁目 10-4 TEL (0561)56-2216	19	6 か月 ～2 歳	短　8:00～16:00 標準 7:30～18:00		短・標準 8:00～12:00	
	私	キラッとりぼん 春木保育園	春木字仲田 41-1 TEL (0561)76-6622	12	6 か月 ～2 歳	短　8:00～16:00 標準 7:30～18:30		短　8:00～16:00 標準 7:30～18:30	
	公	ひよこルーム ※3	中部保育園内 TEL (0561)39-2110	19	1～2 歳	短　8:00～16:00 標準 7:30～18:00			

※1　（仮称）ひのさきこどもえんは令和９年４月に開園予定です。

※2　定員のうち、１号認定は東郷あやめこども園が１５人、太陽わごうこども園が１５人、東郷せいぶこども園が１２人、（仮称）ひのさきこどもえんが 15 人です。１号の申込は、それぞれの園に直接お問い合わせください。

※3　ひよこルームは、町全体の保育所等の定員を超える申込があった場合に限り開所するため、申込はできません。（開所の決定は３月頃を予定しています。）

※4　音貝保育園は令和 11 年度に私立の認定こども園等に移転等の予定としていましたが、当面の間、公立園として継続します。

2　クラス年齢早見表（令和９年４月１日現在の年齢）

学齢	対象児童の生年月日	最長の保育実施希望期間
0 歳児	令和　8（2026）年 4 月 2 日　以降	令和　15　（2033）年 3 月 31 日
1 歳児	令和　7（2025）年 4 月 2 日～令和　8（2026）年 4 月 1 日	令和　14　（2032）年 3 月 31 日
2 歳児	令和　6（2024）年 4 月 2 日～令和　7（2025）年 4 月 1 日	令和　13　（2031）年 3 月 31 日
3 歳児	令和　5（2023）年 4 月 2 日～令和　6（2024）年 4 月 1 日	令和　12　（2030）年 3 月 31 日
4 歳児	令和　4（2022）年 4 月 2 日～令和　5（2023）年 4 月 1 日	令和　11　（2029）年 3 月 31 日
5 歳児	令和　3（2021）年 4 月 2 日～令和　4（2022）年 4 月 1 日	令和　10　（2028）年 3 月 31 日

目次

1 保育所・認定こども園・小規模保育事業所とは・・・・・・・・・・・１Ｐ
2 教育・保育給付認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１Ｐ
3 入所申込方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２Ｐ
4 申込に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３Ｐ
5 入所の優先順位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４Ｐ
6 申込後から内定まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５Ｐ
7 内定・入園後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５Ｐ
8 待機児童の順位変動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６Ｐ
9 保育料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６Ｐ
10 よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７Ｐ

1　保育所・認定こども園・小規模保育事業所とは

⑴　保育所

保護者が就労や病気、家族の看護等により家庭で保育ができない児童を、保護者の希望により保育する児童福祉施設です。保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当する場合に入所できる施設です。

⑵　認定こども園

保育所機能と幼稚園機能の両方を一体的に提供し、地域の子育て支援事業を実施する施設です。保育所の枠で利用するときは、保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当する必要があります。

⑶　小規模保育事業所

19 人以下の規模で、0～2歳児の子どもを保育する認可施設です。利用するときは、保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当する必要があります。

2　教育・保育給付認定

⑴　保育を必要とする事由

保育所等を利用する場合は、以下の①及び②の要件に該当し、保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。

① 東郷町に住民登録があり、実際に生活している方、又は入所日までに東郷町に転入予定で、令和9年4月から令和10年3月までに入所を希望される方

② 保護者が以下の事由のいずれかに該当する方

保育認定事由	保育認定基準	保育必要量	
		短時間	標準時間
就労	月６０時間以上就労している（雇用契約時間）	○	○
出産前後	出産予定月から前後２か月間の計５か月間 （多胎妊娠の場合は出産予定月から前４か月後２か月の計７か月間）	○	○
疾病・障がい	病気又は心身の障がいにより、保育ができないと認められる	○	○
介護・看護等	病気や心身に障がいのある家族を常時介護又は看護している	○	○
災害復旧	災害により居宅が破損し、その復旧のため保育ができない	○	○
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を常時かつ継続的に行っている （雇用保険制度の給付に基づく 90 日まで）	○	－
就学	就学・技能習得のため保育ができない	○	○
育児休業	すでに保育利用中の子どもがいて継続利用が必要と認められる （３歳児以上の児童は、新規利用は可）	○	－
その他	その他特別な事情により家庭で保育できない場合	○	○

※指数に関しては４ページ参照

⑵　認定区分

保育所等を利用する場合は、２号又は３号の認定を受ける必要があります。

認定の区分		主な利用施設
２号認定	満３歳以上で①・②に該当し、保育を希望	保育所、小規模保育所、認定こども園（保育所機能）
３号認定	満３歳未満で①・②に該当し、保育を希望	保育所、小規模保育所、認定こども園（保育所機能）
１号認定	満３歳以上で①に該当し、教育を希望	幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）

⑶　保育の必要量

就労時間等によって「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。
保育必要事由が就労（内職）・求職活動・育児休業の方は、「保育短時間」の認定となります。
なお、実態に応じ、基準と異なる認定を行うことがあります。

区分	利用できる保育時間の目安
保育標準時間	園によって異なりますので、保育時間の詳細は表紙をご覧ください。
保育短時間	8:00～16:00

※ 保育範囲を超えた利用については延長保育となり、別途料金がかかります。
※「保育短時間」の保育料は、「保育標準時間」より 1,000 円低い金額です。

⑷　認定手続きの流れ（２号・３号の場合）

１．認定申請　　保育の必要性の認定を申請します。
↓
２．認定審査　　認定基準を満たしているかを審査します。
↓
３．支給認定証の交付　　認定基準に該当する場合は「支給認定証」を交付します。

- 認定審査と同時に入所申込の利用調整を行います。
- 支給認定証は申請受付日から３０日以内に交付することとなっていますが、認定事務に時間を要することから、認定証の交付は利用調整の結果とともに行う場合があります。

３　入所申込方法

⑴　一斉申込

以下の方法で行いますので、受付期間内に申込してください。

受付期間：11 月 16 日（月）～11 月 30 日（月）（土日祝日除く）

	１．こども課窓口（いこまい館２階）	２．郵送
時間	9:00～17:00	
方法	来庁した方から順番に受付	11/30（月）までに必着 〒470-0198（住所不要） 東郷町役場こども課　宛
その他	・受付順番表に記入していただき、お待ちいただくことがあります。	・受領確認を希望するときは、返信用の封筒を同封してください。受領証を返送させていただきます。 ・指数が同点の際に順位を決める「くじ」は職員が代わりに引きます。

【注意事項】

- 一斉申込の受付は、**11 月 30 日（月）午後５時**が最終期限です。（郵送の場合は必着）。
- 書類に不備がある場合は再提出となります。不備書類の提出が遅れたときは、入所受付ができないことがあります。

⑵　入所までの流れ（審査状況により、スケジュールが変更になることがあります。）

11/2(月)	11/16(月)	11/30(月)	12 月～1 月	2 月	3 月	4 月
・申込書配布開始	・申込受付開始	・受付〆切	・書類審査 ・利用調整	・結果通知発送 ・保育所等面談	・用品販売 ・保育所等面談	・当初入園

※申請状況によっては、結果通知等がお手元に届く時期に個人差が生じる場合がありますので、予めご了承ください。

⑶　随時申込

一斉申込終了後は、随時の申込をいこまい館２階こども課で受付します。入所希望日の１か月前までに必要書類を提出してください。入所可能な方には、後日連絡します。（**空きがない場合、連絡はしませんので御了承ください。**）

4　申込に必要な書類

⑴　全員必要なもの（別添入所申込チェックシートで確認をしてから提出してください。）

	書類名	必要部数	備考
1	保育所等入所申込書兼保育児童台帳	児童１人につき１部	
2	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書		
3	保育を必要とする事由証明書	保護者全員必要	詳細は⑵へ
4	児童調査票	児童１人につき１部	
5	入所申込チェックシート		
6	マイナンバーカード又はマイナンバーを証明する書類（通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写し等）	児童及び保護者全員必要	

⑵　保育を必要とする事由証明書

要件	証明書類
就労 （自営業・農業以外）	□就労証明書※
自営業 （業務委託等を含む）	□就労証明書※ □営業の実態がわかる資料（原則、前年分の確定申告。その他の証明書等の場合は、調整指数の減点有。）
農業	□就労証明書※ □農地基本台帳の写し（町内に農地がある方については東郷町役場産業振興課で取得できます。）
出産前後	□母子手帳の写し（表紙と出産予定日の記載があるページ）
疾病・障がい 看護・介護	□病気・看護・介護等証明書 □医療機関の診断書（保育が困難な状態がわかるもの）又は障害者手帳・療育手帳等の写し（氏名と障がいの程度）
災害復旧	□罹災証明等
求職活動	□求職活動申告書 □求職活動の資料（ハローワーク受付票の写し等）
就学	□学生証のコピー又は在学証明書（原本）及び時間割の写し
育児休業	□育児休業期間が記載された就労証明書

※就労証明書の記載については東郷町役場こども課の HP に掲載しています。
HP ページ ID12860：「就労証明書を作成いただく事業者様へ」

⑶　状況により提出が必要なもの

状況	書類名
申込時に申込児童が出生していない場合	母子手帳の写し（表紙と出産予定日の記載のあるページ）
離婚調停中の場合	調停中であることが分かる証明書の写し
障がい者（児）と同居している場合（申込児童を含む）	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・障害基礎年金証書のうち、該当するものの写し
障がい児保育を希望する場合	心身状況票　※様式は町 HP からダウンロード
65 歳未満（R9.4.1 時点）の祖父母等と同居している場合　※申込児童のおじ・おば・きょうだいを除く	保育を必要とする事由証明書 ※提出がない場合は指数が減点
ひとり親の場合	保護者及び児童の戸籍謄本の写し（すでにひとり親として認定されている場合は提出不要）
自営業又は農業を営んでおり、R8.1.2 以降に東郷町に転入した（する）場合	令和 8 年度課税証明書又は令和 8 年度課税通知書

※　「入所申込書」、「保育を必要とする事由証明書」等に虚偽の内容があったときは、**年度途中でも退園していただきます**。また、就労状況（予定者も含む。）確認のため、提出書類に基づいて就労先の調査、確認をすることがあります。

5　入所の優先順位

まず、入所指数と調整指数を合算した合計指数の高い人から順に、入所枠の順位を決定します。同点の方が複数いる場合は、入所受付時の「くじ」の番号で順位を決定します。指数の判定は、**両親の指数のうち低い方**で行います。

⑴　入所指数

就労	外勤※① 自営業中心者 農業中心者 ※②	月 175 時間以上勤務	18
		月 160 時間以上勤務	17
		月 140 時間以上勤務	16
		月 120 時間以上勤務	15
		月 100 時間以上勤務	13
		月 80 時間以上勤務	11
		月 60 時間以上勤務	9
	外勤※③ 自営業協力者 農業協力者 内職者	月 140 時間以上勤務	10
		月 120 時間以上勤務	9
		月 100 時間以上勤務	8
		月 80 時間以上勤務	7
		月 60 時間以上勤務	6
出産前後		母親が出産前後である	18
疾病 障がい		精神障害等により医師に保育が困難と診断された場合 ※④	9
		障がい（１級、A判定）により保育が不可能	18
		障がい（２級、B判定）により保育が不可能	14
		障がい（３級、C判定等）により保育が困難	11
介護 看護		病気や障がいのある寝たきり等の家族を常時介護又は看護している （要介護５・4、障がい者手帳１・２級、療育手帳Ａ・Ｂ判定）	12
		病気や障がいのある寝たきり等の家族を常時介護又は看護している （要介護３、障がい者手帳３級、療育手帳Ｃ判定）	10
		病気や障がいのある寝たきり等の家族を常時介護又は看護している （その他診断書等で介護が必要とされている場合）※⑤	6
災害復旧		災害により居宅が破損し、その復旧のため保育ができない	18
求職活動		求職活動（起業の準備を含む。）のため日中の外出を常態としている	3
就学		就職に必要な技能習得のための就学で月 120 時間以上 （参考：日６時間・月 20 日以上）	12
		就職に必要な技能習得のための就学	7

⑵　調整指数

ひとり親家庭（単独世帯）※⑥	+6	３歳児以上の年間を通じ育児休業の場合	-5
ひとり親家庭（祖父母等同居世帯）※⑥ ※⑦	+3	確定申告以外による公的な機関による自営の証明※⑪	-3
両親どちらも疾病・障がい	+6	公的な機関以外による自営の証明 ※⑪	-5
きょうだいが療育施設等に通所(５歳児まで)	+4	就労時間が通常保育時間外の場合（就労時間が 8:00～16:00 に被らない）	-2
きょうだい同一園を希望する場合※⑨	+4	入所時期が１月から３月（0 歳児クラスを除く）	-3
生活保護世帯で保育実施が自立助長へつながる	+3	入所時期が 10 月から 12 月（0 歳児クラスを除く）	-2
町内の認可保育施設、幼稚園に勤務する保育士等（正職）※⑩	+6	就労日数等が１か月８日未満	-3
町内の認可保育施設、幼稚園に月 100 時間以上勤務する保育士等（正職以外）※⑩	+3	就労日数等が１か月 15 日未満	-1
保育所等の２歳児卒所	+1	65 歳未満(R9.4.1 時点)の祖父母等と同居し、保育ができないと認められない場合※⑦※⑧ ※申込児童のおじ･おば･きょうだいを除く	-3
保育料等を６ヶ月以上滞納している場合	-15	就労時間の実績・見込の平均が 60 時間を下回る場合	-3

※①　1日4時間以上かつ週4日以上勤務に該当する方。

※②　自営業・農業中心者・自営業・農業協力者については、その方がどなたかの扶養控除を受けている場合は、協力者の点数で調整します。

※③　1日4時間以上かつ週4日以上勤務に該当しないが、月60時間以上働いている方。

※④　ただし、保育が困難である内容の記載がなければ、申込不可となります。

※⑤　介護が必要な旨の記載がなければ、申込不可となります。

※⑥　ひとり親家庭は、死別・離別・離婚調停中・DV支援申請中の方が該当します。離婚協議中、離婚前提での別居、父親又は母親の単身赴任等による単独世帯等はひとり親家庭とは認められません。

※⑦　同居・別居の区別は、住民登録上の世帯で判断せず、居所で判断します。同一の敷地に居宅がある場合は、同居とみなします。ただし、光熱水費等が別で支払われている場合は別世帯とみなしますので、光熱水費を別で支払っていることが確認できる書類をご提出ください。

※⑧　祖父母等の求職活動は減点となります。

５頁に続く

※⑨　求職者は加点されません。
※⑩　保育士・幼稚園教諭の資格を所有し、その資格を利用して働く方。
※⑪　自営業中心者に限ります。
・児童調査票の**「希望する保育所等に入所できない場合は育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は**、保育の必要な事由等に関わらず**合計指数１**とします。ただし、希望する保育所等の定員に空きがある場合などは利用決定となります。
・特別な事情により、上記指数での利用調整が困難と認められるときは、個別に調整します。

６　申込後から内定まで

⑴　一斉申込に関し、希望する保育所等の変更や指数の加算に関わる変更は、申込期限までに提出されたものに限り審査に反映します。（入所申込期限後に提出された場合は、一斉申込の審査には反映できません。）

⑵　申込後、家庭や就労の状況に変更があった場合は、施設型給付費・地域型保育給費等教育・保育給付認定申請書、保育を必要とする事由証明書等を**必ず提出してください。**

⑶　内定後又は入所後に、提出書類と異なる状況が判明したときは、指数を再度算定し直すことがあるため、**内定の取消しや退園になる場合があります。**

７　内定・入園後

入園前

⑴　内定時に育児休業中の方

ア　入園時は、申込時に提出した「就労証明書」の職場復帰日に復職する必要があります。復職せずに転職・退職をした場合や、復職する際に正社員からパート等へ切り替える場合は、再審査の対象となり、内定（入園）の可否を改めて決定します。この場合、**内定の取り消しや退園となることがありますので注意してください。**

イ　復職日を変更した場合は、入園日やならし保育の開始日が変更となりますので、育児休業期間が変更となったことがわかる就労証明書を提出してください。

ウ　育児休業を切り上げて復帰する方は、内定後、切り上げ後の復職予定日が記載された就労証明書を提出してください。

⑵　その他

発達がゆるやかなお子さんについては、内定後に各保育所等で行う面談でご相談ください。

入園後

⑴　認定内容の変更

次の変更等があったときは、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請内容変更申請書」を各保育所等に提出してください。**提出の翌月**から変更となります。

・就労先の変更（転職・退職・勤務地等）	・就労時間の変更
・保育利用時間の変更	・認定事由の変更（就労→出産前後等）
・世帯等の変更（結婚・離婚・別居・同居等）	・３号認定から２号認定への変更
・有期雇用で雇用期間の延長がある方	

⑵　現況届

保育給付認定を受けた方（原則、認定の有効期間が複数年ある方）は、年に１回、保育の必要性を確認するため、「現況届」及び保育の必要性がわかる書類を提出していただきます。手続は、各保育所等を経由して行います。

⑶　転園

入園後に転園を希望するときは、「転園願」に転園希望の園を記入した上で翌年度入園の一斉申込受付期間にこども課に提出してください。（4ページ【入所の優先順位】と同様の調整をします。）転園希望先の定員に空きがあるときは、翌年度４月から転園ができます。

⑷　その他

ア　申請の内容と異なる状況が判明し、必要があると認めるときは、職権で支給認定を変更することがあります。

イ　教育・保育給付認定期間中に、町外へ転出した場合や保育の必要性が認められないことが判明したときは、認定を取り消します。その場合、保育所等の利用ができなくなります。

８　待機児童の順位変動

一斉申込の利用調整後は、一斉申込で待機となった児童と一斉申込後の随時申込者を含め利用調整を行いますので、優先順位は時期により変動します。

東郷町では、施設ごとの待機の状況や待機順位を公表していませんので、ご了承ください。

９　保育料等

３歳児以上と０～２歳児のうち非課税世帯等の児童の保育料は無償となります。

保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、全ての保護者（又は祖父母等の家計の主宰者）の市町村民税所得割額の合計や児童の年齢、保育の必要量（標準・短時間）に応じて算定します。市町村民税所得割額には、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等）は適用されません。また、都道府県から指定都市への税源移譲により税率が変更となった自治体の市町村民税所得割額については、税源移譲前の税率で算定します。（名古屋市の場合は、減税前の金額で算定します。）

給食費は、０～２歳児については保育料に含まれ、３歳児以上については保育料が無償化されたため、別に主食費・副食費が必要です。（一定所得以下の世帯及びきょうだいで入園順位が３番目以降の児童に係る副食費は免除となります。）

【注意事項】

用品等別途実費が必要な場合があります。詳細は、各保育所等にお問い合わせください。

⑴　保育料の切替え

市町村民税の所得割額に基づき、９月に保育料を切り替えます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税に基づく保育料					当年度の市町村民税に基づく保育料						

⑵　保育料等の納付

利用施設	納付先	納付方法	納付期限
保育所	町	口座振替 ※1	当月分を毎月月末 ※2
認定こども園・小規模保育所	各事業所	各事業所により異なる	各事業所により異なる

※１　内定通知に同封する「口座振替依頼書」を、入園予定月の２か月前を目途に希望の金融機関へ提出してください。**きょうだい入園の場合は、一人につき１枚の登録が必要です**ので、それぞれ依頼書を金融機関に提出してください。

※２　口座から引き落としが出来なかったときは、翌月町で納付書を発行しますので、現金又はスマートフォン納付をお願いします。

⑶　未納の場合

保育料等が未納のときは、児童手当から天引きします。

児童手当からの天引きには、あらかじめ申出書の提出が必要なため、保育所等利用申込書【児童手当・特例給付に係る保育料等の徴収に関する申出書】欄に名前を記入してください。未納額が多いときは、きょうだい分の児童手当からも天引きすることがあります。

【注意事項】

- 未納が続き、納付相談にも応じてもらえないときは、退園していただくことがあります。
- 未納がある場合（既に卒園した子どもの未納分を含む）は、新たに入園できないことがありますので、速やかに納付していただくか、こども課で納付相談をしてください。

10　よくある質問

1．入所申込に関すること

就労について

※就労証明書の記載については、東郷町役場こども課HP「就労証明書を作成いただく事業主様へ」をご覧ください。

$Q_{1.}$ パート勤務ですが、入園申込みできますか。

月 60 時間以上就労していれば、保育を必要とする事由に該当します。ただし、実績・予定の平均が 60 時間に満たない場合は入所指数を減点します。なお、入園後に実績が 60 時間に満たないと判明した場合、退園とすることがあります。

$Q_{2.}$ 夜勤の勤務だけですが、入所申込みできますか。

月 60 時間以上就労していれば、保育を必要とする事由に該当します。ただし、調整指数で減点される場合があります。

$Q_{3.}$ きょうだいで同時に申込む場合、就労証明書はそれぞれ必要ですか。

原本は１枚で結構です。下の子に原本、上の子にコピーを添付して提出してください。

$Q_{4.}$ 就労証明書は会社の様式でもいいですか。

町の様式と同じ内容が網羅されていれば会社の様式で支障ありません。

$Q_{5.}$ 就労証明書の証明者の名称・所在地と本人就労先事業所の内容が同じ場合、どのように記載すればいいですか。

本人就労事業所の欄に「同上」と記載してください。

$Q_{6.}$ 就労証明書に記載する勤務時間に休憩時間は含めていいですか。

休憩時間を含めた時間数を記載してください。

$Q_{7.}$ 就労証明書に記載する勤務実績に時間外労働（残業）は含めていいですか。

賃金が発生した部分は、勤務時間に含めて記載してください。

$Q_{8.}$ 働き始めたばかりで、就労実績がありません。就労実績の欄はどのように記入すればよいですか。

雇用以降の就労見込みを記入してください。 例）6月からの雇用の場合、6・7・8月の予定。

$Q_{9.}$ 就労証明書に記載する就労日数・就労時間に有給休暇取得日を含めていいですか。

有給休暇取得日を含めた日数・時間を記載してください。

$Q_{10.}$ 勤務時間が不規則ですが、どのように記載すればいいですか。

「就労時間（変則就労の場合）」欄に主な就労時間帯を記入してください。就労時間が月60時間に満たないときは、保育の必要性の事由に該当しないため注意してください。

$Q_{11.}$ 就労証明書に印鑑は必要ですか。

印鑑を省略しても有効なものとして取り扱います。ただし、証明担当者に内容確認をするので、連絡先を必ず記入してください。

$Q_{12.}$ 育児休業明けで、育児短時間勤務制度を利用中の場合、就労時間はどのように記載すればいいですか。

雇用契約に基づく就労時間等を記入してください。短時間勤務での就労時間等については、「No.12育児のための短時間勤務制度利用有無」に記入してください。

$Q_{13.}$ 育児休業中・育児休業復帰から間もないため実績が記入できない場合はどうすればいいですか。

育児休業、産休前に勤務していた実績を記入してください。ただし、育児休業復帰後の就労見込みを記入していただいても差し支えありません。

$Q_{14.}$ 出向中の場合、就労証明書は出向元と出向先にどちらが証明すればいいですか。

就労の契約内容等を証明できるところであれば、どちらで証明していただいても差し支えありません。

$Q_{15.}$ コンビニエンスストア勤務で就労証明書を店長が記入しても支障ないですか。

チェーン店では、本社で証明ができないことがあるので、就労実態を証明できる方（店長等）が証明してください。

Q16. 有期雇用の場合で、期間満了後も特段の事情がない限り更新する予定があるが、どのように記入すればよいですか。

証明日時点での雇用契約に基づく、雇用期間を記入してください。併せて「No.14（雇用契約の）満了後の更新の有無」の「□有」もしくは、「□有（予定）」にチェックを入れていただき、更新期間（予定を含む）を「No.18備考欄」に明記してください。

Q17. 派遣社員で3か月に1回更新がある場合、どうすればいいですか。

期限が切れる前月までに次の契約期間の就労証明書を提出してください。

Q18. 夫が自営業で自分もそこで勤務して収入がある場合、どの証明書を提出すればよいですか。

２人とも就労証明書を提出してください。雇用の形態欄に、自営業を行っている方は「自営業主」、そこで働いて収入がある方は「自営業専従者」にチェックしてください。

Q19. 自身が会社の代表取締役の場合、就労証明書の雇用の形態はどこにチェックすればよいですか。

原則は雇用の実態があるかどうかによりますが、一般的には、会社が法人（株式会社等）であって、給料や役員報酬として支給されている場合「正社員」、それ以外は「自営業主」にチェックして提出してください。

Q20. インストラクターをしており、様々な場所へ教えに行っています。協会には所属していますが、報酬は依頼先から受けている場合、証明はどうすればよいですか。

自営業に該当すると思われますので、就労証明書の雇用形態を「自営業主」にチェックして提出してください。

Q21. 業務委託はどの要件に当てはまりますか。

自営業に該当します。（必要な書類は3ページ⑵、⑶を確認してください。）

Q22. 自営業ですが、確定申告をしていません。何を提出すればいいですか。

開業届、営業証明書など公的書類を提出してください。それもなければ、本人が業務を行っていることがわかる書類（店舗の広告、チラシなど）と売上や収支がわかる書類（請求書、伝票、契約書など）を提出してください。ただし、調整指数の減点があります。（詳細は4ページを確認してください。）

Q23. 就労証明書の記載を誤ってしまいました。どのように訂正すればいいですか。

記載内容に誤りがあった場合、訂正箇所に二重線を引き、訂正印（社印または担当者印）を押印したうえで、余白に正しい内容を記入してください。修正テープや修正液が使用されている就労証明書は無効なものとして扱います。

Q24. 誤って旧様式で就労証明書を記入してしまいました。新様式で再度就労証明書を書き直す必要がありますか。

新様式で記載が必要な内容が具備されている場合は、新様式で再度就労証明書を書き直す必要はありません。そのまま提出いただいても差し支えありません。

出産前後について

Q1. 出産日が予定日と異なった場合、入所可能期間は変更となりますか。

産前産後での入所の場合、**出産予定月を基準として**前後２ヶ月を加えた計５か月間が入所可能期間です。出産日が予定日と異なった場合も、入所可能期間の変更はありません。

疾病・障がいについて

Q1. 病気のため診断書を提出しますが、どのような内容を記載してもらえばよいですか。

診断書の内容は原則として医師の判断によりますが、**家庭で保育が困難な旨の記載が必要です**。加えて療養期間の記載があると判断しやすいです。

Q2. 子どもが障がい児通所施設に通所していますが、保育園に並行通園することはできますか。

３～５歳児で単独通園が可能であれば、受け入れる施設の状況によっては並行通園が可能です。まずは通所施設に相談の上、申込みをしてください。

求職活動について

Q1. 求職中ですが、入所申込できますか。

求職活動のため日中の外出を常態としていれば、保育を必要とする事由に該当します。ただし、求職活動を証明する書類の提出が必要です。なお、認められる期間は90日で、90日経過後も就労実態がない場合は退園となります。
また、求職活動は1年度につき90日が原則になりますので、90日経過後は退園となります。

育児休業について

Q1. 年度中に育児休業から復帰する予定ですが、入所申込みできますか。

できます。

Q2. 育児休業復帰後の勤務日数や時間を決めていませんが、就労証明書はどう記載すればよいですか。

育児休業前の実績を記載してください。

Q3. 年間を通じ（４月～３月）育児休業の予定ですが、入所申込みできますか。

３歳児以上の子どもについては可能です。ただし、調整指数の減点があります。

Q4. ７月から就労復帰のため下の子が入園予定ですが、上の子（3歳未満児）を４月から入園させることは可能ですか。

3歳未満児は育休中の入園を認めていないため、育休復帰前に入園はできません。育休復帰後の入園となります。（ならし保育については11ページへ）

Q5. 入所が決まり次第育児休業から復帰する場合、育児休業の期間や復職年月日はどのように記載すればいいですか。

No.9及びNo.11には最大期間（すでに育児休業をとることが決まっている機関と復職予定年月日）を記載し、備考欄に「入所が決まり次第復帰予定」の文言、もしくはNo.15の可にレ点を記入してください。内定後に面談時に復帰日が変更された就労証明書をご提出ください。

家族状況について

Q1. 祖父母と同居していますが、入園申込みできますか。

できます。ただし、同居する祖父母、その他の者（R9.4.1 時点で 65 歳未満）が保育できる状態であれば、調整指数の減点があります。※申込児童のおじ・おば・きょうだいは保育必要事由の証明は不要です。

Q2. 保護者が単身赴任で海外にいます。就労証明書は必要ですか。

保育料の算定に関わりますので、前年１月から12月までの所得の分かる書類と、その会社に在籍しているとわかる証明を提出ください。書類の様式は会社独自のもので構いません。

Q3. 現在家庭内別居の状態で離婚協議中です。入所までには離婚が成立する見込みですが、申込時点で両親の就労証明書は必要ですか。

原則として、離婚が成立していないもしくは離婚調停中でない場合は、両親の証明書が必要です。

Q4. 夫と別居中で離婚していませんが、ひとり親に該当しますか。

入園申込に関する「ひとり親」に該当するのは、別居して離婚した場合、離婚調停中の場合、死別した場合のいずれかです。離婚したときは、保育園の在園及び保育料に影響しますので、速やかに申告してください。

その他

Q1. 子どもが痰の吸引等の医療行為が必要ですが、保育園に入園することができますか。

町立中部保育園で、医療ケア児の受け入れを行っています。受け入れを想定している子どもは３～５歳児で、医療行為が必要な部分を除き自分で日常生活が過ごせることが基本となりますので、必ず、こども課まで御相談ください。
また、投薬等のケアが必要な場合についても、こども課まで御相談ください。

Q2. 内定後に子どもが痰の吸引等の医療行為や投薬等のケアが必要なことが判明した場合、内定した園に入園することができますか。

医療的ケア児や投薬等のケアが必要なお子様の入園は、安全にお子様を預かるために看護師の配置などの環境を整備する必要があるため、入園予定の園へ入園できなくなる場合があります。わかり次第早急にこども課まで御連絡ください。

Q3. 入所日は月の途中の日付でもよいですか。

入所日は、原則として月の初日からとしてください。（育児休業からの復帰、新規就労予定、転入、災害復旧の方は除く。）

Q4. 一斉申込後に希望の保育園の順位を変えることはできますか。

締切り（11/30）までは可能です。その後も受け付けますが、同点数の案内順が最も遅くなります。

Q5. 希望の保育園は第13希望まで記入しないといけないですか。第1希望のみ記入したほうが有利ですか。

第１希望のみ記入した場合が有利になることはありません。
希望園以外への入園案内は行わないので、希望の保育施設の記入が多いと、案内できる園が増えます。

Q6. 就労等の要件がなく、「その他特別な事情により家庭で保育できない場合」とはどのような場合ですか。

児童の安全確保上、一時的でも保育する必要があると認められ、かつ、児童相談所が介入する児童等をいいます。個人の都合によるものは認められません。

Q7. 保育園の見学はできますか。

できます。事前に直接保育園に連絡し、予約してください。

Q8. 保育園と幼稚園を同時に申込むことはできますか。

できます。保育園はこども課へ、幼稚園は各施設に申込んでください。幼稚園に決定した場合は、保育園の申込取り下げをお願いします。

Q9. 通知書や証明書を発行してほしいです。どうすればいいですか。

こども課へ来庁していただくか、電話でご依頼ください。通知書や証明書などは事務手続きを経て発行いたします。発行までに1週間から10日程度かかりますので、余裕をもってご依頼ください。

2．入所決定に関すること

Q1. 入所の優先順位は、どのように決まりますか。

入所希望園の欄に記載されている園に定員以上の申し込みがあった場合、まず入所指数と調整指数を合計した指数で入所枠の順位を判定します。同点となった場合は、入園申込の際にあらかじめ抽選する「くじ」で順番を決定します。一斉申込後は、入園指数が同じの方は、先着順での案内となります。

※希望園以外への入園案内は行わないので、入所希望園を多く記載していただくと、案内できる園が増えます。

Q2. 入園の決定は、受付順（早い者勝ち）ですか。一斉申込は、早く行った方が有利ですか。

受付順ではありません。ただし、一斉申込後に申込みされた方は、一斉申込の方の選考後に審査します。

Q3. 一斉申込の結果は、いつ頃どのようにしてわかりますか。

２月末までに文書で結果に関する通知を発送する予定です。**電話でのお問い合わせにはお答えできません**ので御了承ください。

Q4. どこにも入園できないことはありますか。その場合はどうしたらよいですか。

定員以上の申し込みがあった場合は、入園の案内ができないこともあります。お勤め先との相談等も必要かと思いますが、育児休業の延長や一時預かり、認可外保育施設の利用等をご検討ください。

Q5. きょうだい同時に申し込みますが、別々の園に決まることはありますか。

年齢によって受入枠が決まっているため、きょうだいが別々の園に決定する場合があります。希望園の順位よりきょうだい同一園の優先を希望することができますので、児童調査票に記入してください。

Q6. 内定後、内定した園を辞退しましたが、保留通知を発行してもらえますか。

内定を辞退した場合は、保留通知は発行できません。

Q7. 入園日を延期したいのですが、変更可能ですか。

3か月以内であれば延期できます。それ以上の変更は内定取り消しとなります。

Q8. 一斉申込時は就労の要件で申込をし、その後転職しました。連絡すると入園に不利になりますか。

転職後の就労の指数で再度利用調整を行いますので、不利になる場合もありますが、連絡をせずに、入園後の現況届等でその事実が発覚した場合は、転園や退園になることがありますので、速やかに新たな就労証明書を提出してください。

Q9. 第2希望以降の保育園に内定しました。第1希望の保育園はもう入園できないのでしょうか。

入園した年度については、第１希望の園に空きが生じた場合、その時点で順位が高い方から順番にご案内します。翌年度以降は、一斉申込の受付期間に転園願を出していただくと、入園した年度と同じ方法で案内させていただきます。

※現況届については、今後変更になる可能性があります。

Q10. 「町内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に勤務する保育士等」について、詳しい詳細が知りたいです。

対象となる方は、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に勤務する保育士、もしくは幼稚園教諭が対象となります。また、園と直接契約をしている方のみの対象となりますので、派遣等は対象外となります。

3．保育料等に関すること

Q1. 保育料は公立園と私立園で異なりますか。

保育料は同じです。ただし、用品や給食費等は施設によって異なります。（町立保育園の給食費は、月額5,500円 R8.11.2時点）

Q2. 延長保育料は公立園と私立園で異なりますか。

施設により異なります。なお、公立保育園は月額3,000円を上限に1回500円となります。（R8.11.2時点）

Q3. 家計の主宰者が失業しましたが、保育料の減免はありますか。

保育料は、前年度の所得を基に算定されますので、当該年度分の所得が減少した場合でも免除はされません。分割納付等については、個別にご相談ください。

Q4. 子どもが病気により入院することになりました。その間の保育料は全額支払う必要がありますか。

入院等やむを得ない理由により1か月以上休園する場合は全額免除としますが、日割りによる減額は行っていません。

Q5. 前年所得があり生活保護を受給することになりましたが、保育料は当年分支払う必要がありますか。

生活保護を開始した月以降から、支給されている期間の保育料は徴収しません。

Q6. 保育料は災害の際にどの程度減免されますか。また、どのような書類が必要ですか。

災害のあった日の翌月から最長６か月間免除します。罹災証明書等を提出してください。

Q7. 災害により保育料は減免されましたが、給食費は同様に減免されますか。

公立園の場合は同様に減免します。私立園の場合は各施設に確認してください。

Q8. 園に登園しない日があるときや、１か月間休むときは、保育料や給食費は減額となりますか。

通常のお休みの場合は、減額はありません。ただし、月の途中で入園・退園するときは日割りで計算します。

Q9. 保育園に通う日数は利用者ごとに違いますが、保育料が同じなのはなぜですか。

保育所運営の必要経費を、入所している児童の保護者の皆様に分担していただくよう月額を算定しているため、利用日数ごとの保育料の計算はしていません。

Q10. 保育料の算定対象期間中に海外勤務していた場合、どのような書類を提出すればよいですか。

勤務先に、該当年の年収（海外課税分）を示す書類を作成してもらうよう依頼してください。

４．保育園の利用に関すること

Q1. 内定後の面談はどのように行われますか。

面談は各園で実施します。４月中に入園予定のお子さんは、内定通知とともに面談予定日をお知らせします。５月以降に入園予定のお子さんは、入園予定日の１か月前程度を目安に、保護者の方から各園に面談の予約をしてください。

Q2. ならし保育は、入園日以降でないと受けられないですか。

まず、申込時には育児休暇明けもしくは就労開始日を入園希望日としてください。その後の面談時に、入園日前にならし保育を希望する旨を各園にご相談ください。園との相談の上、入園日前のならし保育が可能であれば、入園日をならし保育開始日に変更します。なお、基本的にならし保育の利用は4/1からとなります。※ならし保育期間中も保育料等は通常どおり発生します。

Q3. ならし保育は、どのくらいの期間利用ができますか。

保育園により異なりますが、大体1週間程度になります。

Q4. 子どもにアレルギーがありますが、対応した給食を提供してもらえますか。

アレルギー対応は各園によって異なりますので、事前に入園希望の園にご相談ください。なお、公立園については、給食センターで調理された給食を提供します。品目により、除去食は対応可能ですが、段階的除去は行っていません。また、年に数回低アレルギーのにこにこ給食を提供しています。

Q5. 就労の要件（標準時間認定）で利用していますが、仕事が休みの日に家族の通院等のため保育園を利用することはできますか。

原則は保育の必要性の認定を受けた事由での保育となりますが、短時間認定（8:00～16:00）で利用していただくことは差し支えありません。

Q6. 就労の要件（午後6時までの認定）で利用していますが、仕事が早く終わったときは、早くお迎えに行った方がよいですか。

就労等の最も遅い時間で認定をしているため、仕事が早く終わった際は、できるだけ早くお迎えに来ていただくようにお願いします。

Q7. 町内転居（引越し）をしました。どのような手続きが必要ですか。

保育園の手続は不要です。なお、町外へ転出する場合は退園となりますので、速やかに園へ退園届を提出してください。

Q8. 仕事を辞めたのですが、どのような手続きが必要ですか。

退職したため、保育の要件の変更が必要です。保育園もしくはこども課に一度相談してください。なお、退職に伴い、退園を希望される場合は、退園日までに、退園届を提出してください。

Q9. 放課後児童クラブに通う上の子どもを先に迎えに行き、その後保育園に下の子どもを迎えに行く場合、延長保育を利用できますか。

できます。放課後児童クラブのお迎えにかかる時間は、通勤時間と同様に扱います。

Q10. 就労先の変更や就労時間の変更があった場合、どのような手続が必要ですか。

勤め先から就労証明書を取得し、変更届と一緒に保育園に提出してください。書類等に不備が無ければ、提出された翌月から認定を変更します。

Q11. 5歳児ですが、保育の必要性が2月末で切れてしまいます。3月は通うことができますか。

保育の必要性がない場合は退園となりますので、2月で保育に必要性が切れる場合、3月は通うことができません。

5．その他保育サービス関すること

Q1. 祝日に保育園を利用することができますか。

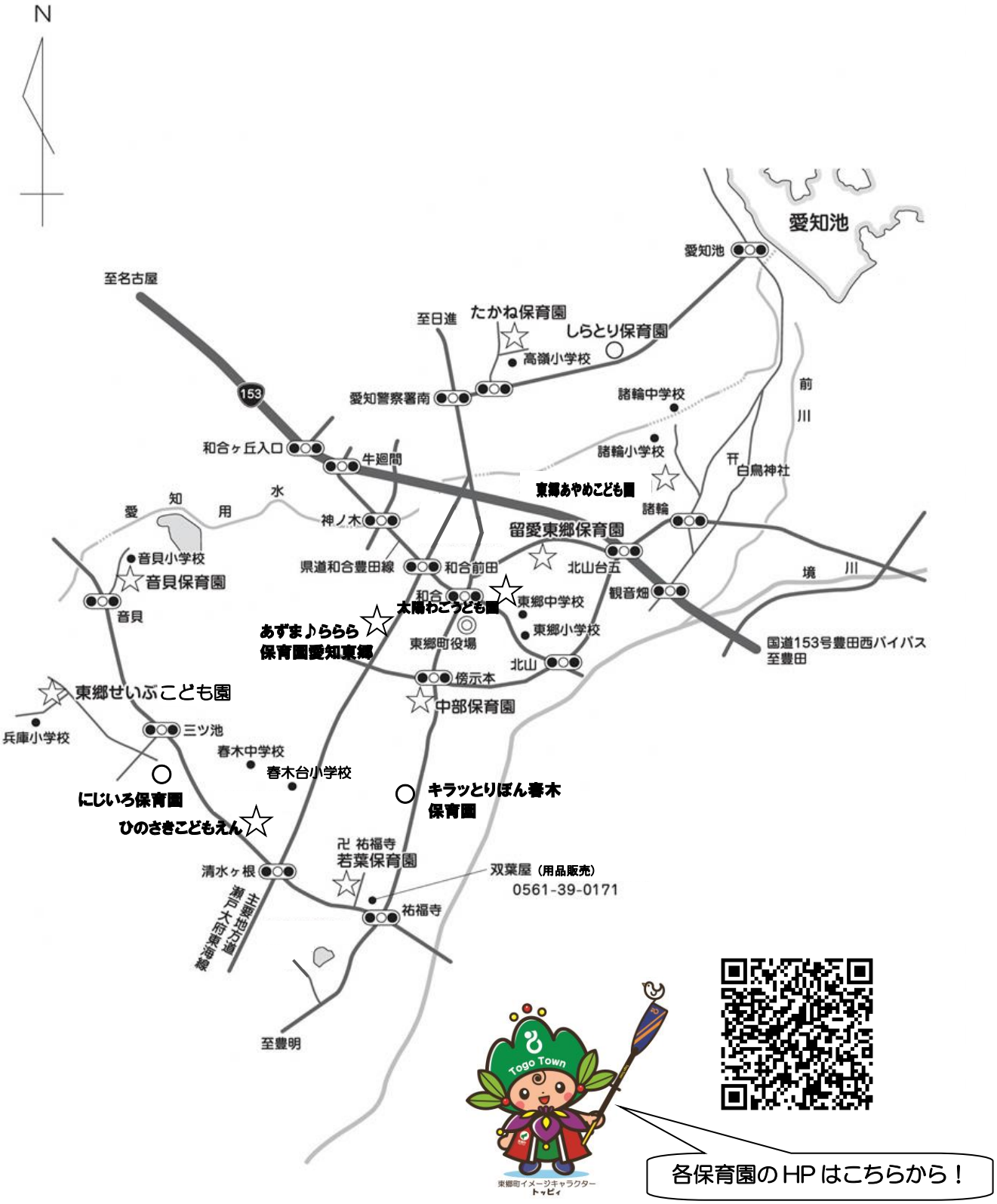
町内の保育園に在園で保護者とも祝日に就労のある方に限り、東郷あやめこども園で利用することができます。利用希望日の約１か月前に予約受付を行いますので、園にお問い合わせください。

Q2. 保育園や幼稚園に在籍していませんが、他に子どもを預けられるサービスはありますか。

町内５か所（東郷せいぶこども園・あずま♪ららら保育園愛知東郷・東郷あやめこども園・太陽わごうこども園・（仮称）ひのさきこどもえん）で一時預かり事業を実施しています。利用できる日や利用方法は各施設にお問い合わせください。

Q3. 子どもが病気になり、どうしても仕事に行く必要がある場合、どこか預けられるところはありますか。

医師の診断等は必要になりますが、日進おりど病院で病児保育を実施しています。利用するには、事前に役場こども課で登録をしていただく必要があります。（パンフレットはこども課の窓口にご用意があります）



東郷町役場　福祉こども部　こども課
電話　０５６１－５６－０７３７（直通）